

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約書

様（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人坂井輪会（指定介護予防支援事業者・地域包括支援センター設置者）（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に提供する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」といいます。）について、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法及びその他の関係する法令並びにこの契約書に従い、利用者の心身の状況や置かれている環境などに応じて、居宅で可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、常に利用者の立場に立って介護予防サービス・支援計画書（ケアプラン）を作成するとともに、この計画に基づいて適切な介護予防サービス又は介護予防・生活支援サービス（以下「介護予防サービス等」といいます。）が地域の多様な支援とあわせて、総合的かつ効率的に提供されるよう、介護予防サービス等を提供する事業者などとの連絡調整や、その他の便宜を提供します。

（契約の有効期間）

第2条 この契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日（利用者の要支援認定又は介護予防・生活支援サービス事業対象者の有効期間満了の日）までとします。

2 有効期間満了の日までに、利用者から契約を終わらせようとする申し出がない場合、契約は自動的に更新されます。

（利用者負担金）

第3条 この契約に関わる利用者負担金は、契約書別紙のとおりです。

（利用者の解約権）

第4条 利用者は7日間以上の予告期間を設けることにより、この契約をいつでも解約することができます。

2 サービスの提供にあたり、事業者の著しい不信行為があった場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく契約を解約することができます。

（事業者の解除権）

第5条 事業者は、利用者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。

（契約の終了）

第6条 この契約は、次のいずれかに該当する場合終了します。

（1）利用者から第2条第2項に定める契約を終了させようとする意思表示があり契約の有効期間が満了したとき。

- (2) 第4条に定める利用者からの解約の意思表示がなされ、予告期間を満了したとき。
- (3) 次のいずれかに該当することにより、介護予防サービス等を提供することができなくなったとき。
 - ア 利用者が要介護認定を受けたとき。
 - イ 利用者が介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受けることとなったとき。
 - ウ 利用者が要支援認定を受けることができなくなるか介護予防・生活支援サービス事業対象者でなくなったとき。
 - エ 利用者が死亡したとき。
 - オ 利用者が遠方に転居したなどの理由により、適切な介護予防支援等を提供することが困難になったとき。

(損害賠償)

- 第7条 事業者は、介護予防支援等の実施にあたり、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合、その損害を賠償します。ただし、その損害について事業者の責任を問えない場合については、この限りではありません。
- 2 事業者は、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合は、直ちにその原因、対応等の概況を記載した文書を利用者又は利用者の家族に対し提出し、併せて状況を十分説明いたします。

(苦情対応)

- 第8条 事業者が提供した介護予防支援等又は事業者が作成した介護予防サービス・支援計画に基づき提供された介護予防サービス等について、利用者から苦情の申し出があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 2 利用者はいついかなるときにおいても苦情を申し出ることができます。また、事業者及び介護予防サービス等を提供した事業所は、苦情の申し出があったことを理由として、一切、不利益な取扱いをいたしません。
- 3 事業者は、必要に応じて新潟県国民健康保険団体連合会等へ苦情の概要について報告するなどして、適切な対応について指示を仰ぎます。

(サービス提供の記録など)

- 第9条 事業者は、利用者へ提供した介護予防支援等の記録等の作成終了後、少なくとも5年間は当該記録等を適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧し、あるいはその複写を交付します。
- 2 事業者は、第6条に定める契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、他の事業者などへ介護予防支援等の提供の記録などの写しを交付するものとします。

(守秘義務等)

- 第10条 事業者は、介護予防支援等を提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密並びに個人情報については、契約の有効期間中及び契約の期間満了後においても第三者には漏らしません。

- 2 あらかじめ、利用者から文書により同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず目的外の利用をしないことを条件に、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、介護保険施設、主治医その他サービスの実施に必要な関係者に対して情報提供できるものとします。
- 3 事業者が、前項に規定された相手方以外に個人情報を提供する必要がある場合又は地域の関係者等から利用者に対する情報提供を受ける必要がある場合には、目的外の利用をしないこと及びあらかじめ利用者から文書により同意を得ることを条件に情報を提供し、又は情報の提供を受けるものとします。

(契約外条項)

第11条 介護保険法及びその他の関係する法令並びにこの契約書に定めのない事項については、利用者と事業者の協議により定めることとします。

上記契約を証明するために、本契約書を2部作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印のうえ、それぞれ1部を保管します。

年 月 日

(事業者) 所在地 新潟市 西区 新通 4734 番地

事業者名 社会福祉法人 坂井輪会

代表者職・氏名 理事長 細貝 昌明 印

(利用者) ご住所

お名前 印

(代理人) ご住所

お名前 印

(立会人) ご住所

お名前 印

※注 (立会人) 欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。

なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

